

【アメリカ】連邦諮問委員会の効用を評価・改善する大統領令

2019年6月14日に、連邦諮問委員会の効用を評価及び改善する大統領令13875号(Evaluating and Improving the Utility of Federal Advisory Committees)が発令された。連邦政府の各省庁に設置され、政策上の助言等を行う諮問委員会は、連邦諮問委員会法(Federal Advisory Committee Act, P.L.92-463: FACA)に基づき設置され活動しているが、その設置の必要性を評価し、不要な諮問委員会の廃止を求めるものである。連邦政府の各省庁は、FACA第9条a項(2)に基づき各省庁が設置した諮問委員会の必要性を評価し、2019年9月30日までに、少なくとも3分の1の諮問委員会の活動を停止しなければならない。ただし、行政管理予算局長は、省庁からの要請に基づき、その必要性を判断し、例外を認めることができる。大統領令第2条は、連邦政府全体の諮問委員会の総数の上限を350と定め、原則としてこれを超える新規の諮問委員会は設置できない。

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-06-19/pdf/2019-13175.pdf>

【アメリカ】ニューヨーク州のセクシャル・ハラスメント対策法規定の改正

ニューヨーク州で、2019年8月12日に、セクシャル・ハラスメント対策のための法規定が改正された(chapter 160 of the Laws of 2019)。

主な内容は、次のとおりである。①州人権法は、(州及び州の下位組織を含む)州の全ての雇用主による、全ての態様の差別及びハラスメントに適用される。②「民間雇用主」には、全ての人、会社、団体、労働組織・結社を含むが、州、州の下位組織等は含まない。③違法なハラスメントを、年齢、人種、性別、信条、肌の色、民族的出自、性的指向、ジェンダー特性、ジェンダー表現、軍人の地位、障害、生来の遺伝的特性、家族的地位、婚姻上の地位又は家庭内暴力被害者としての地位の一又は複数の種別に帰属すること等により、雇用における下位の条件等に個人を服させる行為とする。この行為を立証する際に、従来要求されていた「深刻な又はまん延する(severe or pervasive)」ことの証明や、当該被用者と処遇を比較できる個人の存在の証明を不要とする。④家内労働者に対する違法なハラスメントを判断する場合には、③の種別を示す規定等に従う。⑤職場の非被用者(契約社員、ベンダー、コンサルタント等)に対し雇用主が責任を負う条件を示し、全ての違法な差別的行為に責任を拡大する。⑥全ての雇用差別事件において勝利する者に対し、懲罰的損害賠償及び弁護士費用を提供する。⑦州のハラスメント対策規定の解釈は、連邦民法及び連邦人権法の規定に制約されない。⑧ハラスメントの主張の根拠となる事実等の開示禁止の定めを一定の範囲で無効とする。⑨雇用主は、被用者に対し、セクシャル・ハラスメント阻止施策の通知及びセクシャル・ハラスメント阻止訓練プログラムに提示される情報を、英語及び被用者の主たる言語により提供する。⑩労働コミッショナーは、人権コミッショナーと協力し、雇用主がセクシャル・ハラスメントの訓練及び施策を提供する際の条件、州法及び連邦法により違法とされる職場差別の範囲等につき調査を行う。⑪職場におけるセクシャル・ハラスメントの被害者が、州人権部に苦情を申し立てることができる期間を、1年から3年に延長する。⑫この改正は、個別の定めがある場合を除き、制定日に効力を生ずる。個別の発効日は、制定日から、①が180日後、②～⑧が60日後、⑩が1年後である。

海外立法情報課・中川 かおり

・ https://nyassembly.gov/leg/?default_fld=&leg_video=&bn=A08421&term=2019&Summary=Y&Actions=Y&Committee%26nbspVotes=Y&Floor%26nbspVotes=Y&Memo=Y&Text=Y&LFIN=Y&Chamber%26nbspVideo%2FTranscript=Y

【EU】自動車のCO₂排出量目標に関する規則

2019年4月25日、「乗用車及び小型商用自動車のCO₂排出量性能の基準を定める規則」(Regulation (EU) 2019/631)が公布された。同規則は、全19か条と5の附則から成り、2020年1月1日から施行される。

2020年までのCO₂排出量目標は、乗用車については2009年の規則(Regulation (EU) 443/2009)、小型商用自動車については2011年の規則(Regulation (EU) 501/2011)と、それぞれの改正により定められている(各規則の制定時の内容は、本誌248-1号(2011.7) pp.6-7参照)。今回公布された規則は、これらの規則に替わり、2020年以降のCO₂排出量目標を定めるものである。

新たに発売される乗用車に関しては、2020年にはその95%、2021年には同100%について、1km走行当たり95g(95g/km)以下のCO₂排出量を目標値とする。2025年には2021年目標比で15%削減、2030年には同比37.5%削減することを目標とする。

新たに発売される小型商用自動車に関しては、2020年にはその95%、2021年には同100%について、147g/km以下のCO₂排出量を目標値とする。2025年には2021年目標比で15%削減、2030年には同比31%削減することを目標とする。

なお、排出量50g/km未満のゼロエミッション車や低エミッション車(電気自動車、ハイブリッド車等)が自動車生産の一定割合(乗用車は15%(2025年から)又は35%(2030年から)、小型商用自動車は15%(2025年から)又は30%(2030年から))超を占める製造者については、2025年以降、5%を上限として、CO₂排出量の目標値を緩和する。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2019/631/oj>

【EU】デジタルコンテンツ及びサービスの提供契約に関する指令

2019年5月22日、「デジタルコンテンツ及びサービスの提供契約に関する指令」(Directive (EU) 2019/770)が公布された。指令は、全27か条から成り、EUとして初めて、デジタルコンテンツ等の提供契約に関する共通ルールを定めるものである。

対象となるのは、音楽やビデオ等の電子データ、データ等を電子的に保管するクラウドサービス、YouTube等のコンテンツ共有サービス等である。指令は、これらのコンテンツ等の対価として消費者が金銭を支払う場合だけではなく、個人情報を提供する場合にも適用される。

コンテンツ等の販売者は、契約締結後、コンテンツ等を遅滞なく提供しなければならない。コンテンツ等は、契約に定める要件どおりのものでなければならず、かつ、同種のコンテンツ等に通常求められる要件にも適合していなければならない。コンテンツ等が提供されない場合や、契約で定める要件等を満たさない場合には、消費者は、販売者に対し、コンテンツ等の提供や、コンテンツ等を要件に適合させる措置をとることを求めることができる。これにもかかわらず、販売者がコンテンツ等の提供や改善を行わない場合には、消費者は、契約の解除や、料金の減額を求めることができる。

加盟国は、2021年7月1日までに、指令の内容を国内法化しなければならない。なお、加盟国は、原則として、指令の規定を超えて消費者に有利な規定を導入することは認められない。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/dir/2019/770/oj>

【フランス】脱税等の不正に対する規制を強化するための法律の制定

2018年10月23日に、不正との闘いに関する法律第2018-898号が制定された。この法律は、公的負担（租税、関税、社会保険料等）を不正に免れる行為に対する規制を強化する法律である。まず、不正の摘発を行う公的機関の対応能力を強化するために、①「税務警察」と呼ばれる、司法捜査を行うことができる部署を、新たに行動・公会計省に創設すること（一般の税務調査官に比べ、この部署は、専門性が高く、かつ、留置・勾留・通信傍受等を行うことができる点で調査権限が強いことを特徴とする）、②不正な会計処理のために用いられる悪質なコンピュータ・ソフトの摘発を通関の局面で進めるために、税関事務所の権限を強化すること、③使用していない場合であっても、海外で保有する口座について税務当局に届け出るべきことを規定した。また、不正に対する制裁を強化するために、④重大な脱税を行った法人に対する刑事罰・行政罰について社会に広く公表すること、⑤脱税等の幫助（ほうじょ）を行うサービスを提供する第三者に対して行政上の制裁を加えること、⑥脱税に対する罰金額を増やすこと、⑦脱税事件の刑事裁判の迅速化を図り「有責認知に基づく出頭手続」（法廷審理の手続を簡略化する措置）を採用することを規定した。

海外立法情報課・三輪 和宏

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000037518803

【ドイツ】 障害者等を世話する職業世話人の報酬を改善する法律

ドイツでは、自己の事務を全部又は一部処理できない者（障害者等）は、行為能力を剥奪されない世話制度（民法典第 1896 条～第 1981i 条）を利用して、世話人（ボランティア又は専門職、世話に関する協会又は官庁からの世話人等）から世話を受けることができる。職業世話人に支払われる報酬は、制度改革以来 13 年間据え置かれてきたが、報酬額引上げ等、新たな制度改革を行うため、世話人等の報酬制度を調整する法律（BGBl. I S. 866）が 2019 年 6 月 27 日に公布され、7 月 27 日に施行された。同法は、全 4 条の条項法で、第 1 条で後見人及び世話人報酬法（BGBl. I 2005 S. 1073, 1076）を、第 2 条で家庭事件及び非訟事件手続法（BGBl. I 2008 S. 2586, 2587）を改正し、第 3 条で定額報酬の妥当性に関する報告書作成（2024 年 12 月 31 日期限）を、第 4 条で施行日を規定する。同法によって、世話人の報酬が世話人の資格（関連知識に関する教育終了レベル）、世話期間の長さ（長くなるほど漸減する）、被世話人の資産状況及び常居地（施設ケアか在宅ケアか）によって異なることは変わらないが、時間単位報酬からケース別定額報酬とし、報酬額は平均 17%引き上げられることとなった。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2446/244650.html>

【ドイツ】 統合法を無期限とする法律—難民の入国後 3 年間の居住規制—

2016 年 7 月の統合法（BGBl. I 2016 S. 1939. 本誌 269-1 号（2016 年 10 月）pp.14-15 参照）は、難民のドイツ社会への統合を促進するため、ドイツ語講習参加の強化や就労支援の改善を行うとともに、定住資格の要件を厳格化し、ドイツ入国後に難民認定申請を行った州での 3 年間の居住（生計が維持できる場合は除く）を義務付けていた。3 年間の居住義務（滞在法（BGBl. I 2008 S. 162）第 12a 条）等は、統合法施行 3 年後の 2019 年 8 月 6 日に無効となる時限的な規定であったが、これを恒久的な措置とし、州と自治体を実施する統合政策とその基盤を持続可能で強固なものとするため、統合法を無期限とする法律（BGBl. I S. 914）が 2019 年 7 月 11 日に公布された（翌 12 日施行）。同法は全 3 条から成る条項法で、滞在法と統合法を改正し、施行日を規定する。連邦内務建設祖国省は、この法律の施行後 3 年以内に、他の関連省庁の参加の下、外部の学術的専門知識を取り入れて、滞在法第 12a 条の居住規制の効果を評価する。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2446/244648.html>

【韓国】干潟及びその周辺地域の持続可能な管理及び復元に関する法律の制定

干潟は、様々な生物が共存し、豊かな生態系を育む場所であるが、近年は埋立てにより減少が続いている。海洋水産部（部は日本の省に相当）が発表した「2018 全国干潟面積調査」によると、2018 年の韓国の干潟面積は 2,482.0 km² であり、直近の 30 年で 20%以上減少した（1987 年は 3,203.5km²）。また、現存する干潟においても、汚染物質の流入や乱獲により生態系が脅かされる事態が憂慮されている。干潟を適切に保全管理し、干潟及びその周辺地域の持続可能な利用を図るため、2019 年 1 月 15 日、「干潟及びその周辺地域の持続可能な管理及び復元に関する法律」が公布された（2020 年 1 月 16 日施行）。同法は全 7 章（本則 42 か条及び附則）から成り、海洋水産部長官（以下「長官」）による 5 年ごとの干潟等の管理及び復元に関する基本計画の策定、長官による 5 年ごとの干潟実態調査、長官及び地方公共団体の長による干潟の生物多様性保全措置（汚染物質流入阻止、廃棄物の回収等）、長官による干潟管理区域の指定及び同区域に対する 5 年ごとの管理計画の策定、長官及び地方公共団体の長による干潟復元事業の実施、干潟エコツアーリズムの活性化に係る事項等が規定された。 海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O1V7F0X8C2O3F1S5H1B7P2Z4P0M1F0

【韓国】大学の非常勤講師の処遇改善を目的とした「講師法」の 7 年越しの施行

2012 年 1 月 26 日、大学の非常勤講師の処遇改善を目的として高等教育法が改正され、非常勤講師に教員の地位（「講師」）を付与することや、契約期間を原則 1 年以上とすることが規定された（本誌 253-2 号（2012 年 11 月）p.31 参照）。同改正法は、通称「講師法」とも呼ばれ、2013 年 1 月 1 日に施行が予定されていたが、施行に伴う大量解雇を憂慮する非常勤講師側と、負担が増える大学側の双方が共に反対したため、講師法の施行時期を延期する法改正（2012 年 12 月、2014 年 1 月、2016 年 1 月、2017 年 12 月）が繰り返された。しかし、2018 年 12 月 18 日、非常勤講師の処遇を更に改善する法改正が行われたことにより、講師法の 7 年越しの施行が決まった。非常勤講師の処遇改善に係る改正条項は、施行が延期されてきた改正条項を含め、2019 年 8 月 1 日に全て施行された。なお、2018 年 12 月の法改正では、新たに、大統領令で定める基準と手続により書面契約を行うこと、契約期間を少なくとも 3 年まで延長できるよう、その間の契約更新を保障すること、長期休暇期間にも給与を支給すること等が明記された。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W1E8W1Z1L1J4B2T2M5L3V3A6C9A8H1

【中国】 共産党の党内法規の整備強化

習近平政権は、中国共産党の「党内法治」の強化を重視し、党組織とその活動を規律する「党内法規」の整備に力を入れている。中国共産党の党内法規は、「中国共産党規約」を最上位とし、以下、「準則」、「条例」、「規定」、「弁法」、「規則」、「細則」の種別がある。現行の党内法規の総数は、約 4,100 件に上っている。2019 年 8 月 30 日、党内法規体系の一層の整備と実効性向上を目的として、党内法規の内容、種別、制定主体、起草・審査手続等について規定する「中国共産党党内法規制定条例」が改正された。同条例は、改正により条数が 7 か条増えて全 7 章 43 か条となり、党内法規の制定権限、制定手続、効力、解釈等に関する規定の具体化、詳細化が図られた。同条例に基づき制定されている「中国共産党党内法規・規范文書届出審査規定」も同時に改正された。さらに、同条例に基づき、党内法規の執行に係る責任の明確化を目的として、「中国共産党党内法規執行責任制規定(試行)」も制定され、2019 年 10 月 1 日から施行された。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ http://www.gov.cn/zhengce/2019-09/15/content_5430030.htm

【中国】 資源税法の制定

2019 年 8 月 26 日、資源税法が第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 12 回会議で可決、成立し、同日公布された(2020 年 9 月 1 日施行)。中国では、鉱産資源の採掘者に対して課税される資源税が 1984 年から導入されている。近年、中国政府は、課税対象の明確化、税率の見直し、徴収方法の合理化等の資源税改革を進めており、資源税法にはその改革内容が反映された。また、税の根拠法令の立法レベルが、現行の行政法規(資源税暫定条例)から法律に格上げされることになった。全 17 か条と資源税税目税率表(以下「附表」)から成る同法は、資源税の納税義務者を、中国の領域及び管轄海域で課税対象資源の採掘を行う組織及び個人と規定し、附表において対象となる 164 の資源品目を明記している。税率は、原油、天然ガス、重希土類等については固定税率が適用され、それ以外は、附表で定める税率の範囲内で、省・自治区・直轄市が当該資源の品位、採掘条件、環境への影響等を勘案して決定することとされた。税の減免、申告・納税手続等についても規定が整備された。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201908/d80a55c3e81d48ec861399d2c73fe0f6.shtml>

【オーストラリア】女性議員・男性議員同数となった連邦議会上院

2019年9月12日、ミッチ・ファイフィールド（Mitch Fifield）元通信大臣の辞職に伴い空席となった連邦議会上院の議席に、サラ・ヘンダーソン（Sarah Henderson）氏が選出された。これにより、上院の議席数は女性38人、男性38人となり、史上初の同数となった。20年前（1999年7月1日）に28.9%であった上院の女性議員数は徐々に増加し、前（第45）議会期初日（2016年8月30日）には39.5%を占め、第46議会期初日（2019年7月1日）にはおよそ10%増の48.7%となっていた。今後、辞職が予定されているアーサー・シノディノス（Arthur Sinodinos）上院議員の議席に女性が選出されれば、女性議員が過半数を占めることになる。なお、下院の女性議員数は第46議会期初日には30.5%で、史上最高の割合である。20年前は22.3%、前議会期初日には28.3%であった。オーストラリアの8つの州・特別自治区では、タスマニア州議会（2院制）で上下両院とも、首都特別自治区議会（1院制）でそれぞれ女性議員が過半数を占めている。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ https://www.aph.gov.au/Senators_and_Members/Parliamentarian_Search_Results?q=&sen=1&par=-1&gen=0&ps=0**【オーストラリア】児童への性的搾取に対する罰則の強化等**

1995年刑法典（1995年法律第12号）等を改正し、児童への性的搾取対策を強化する「2019年児童への性的搾取撲滅関連改正法（Combating Child Sexual Exploitation Legislation Amendment Act 2019）」（2019年法律第72号）が、2019年9月20日に成立した（同日施行）。同改正法は、児童の保護及び監督を責務とする連邦職員が、①児童に対する性的虐待の報告、②児童に対する性的虐待のリスクの軽減又は除去を怠った場合の罰則として、それぞれ最長5年の拘禁刑を新たに定める。さらに、③児童に似せたセックス・ドールの所有、広告、製造、販売及び輸入に対する罰則を新設、④伝送サービス（インターネット等）を利用して取得又はアクセスした児童虐待素材（データ）の所持及び操作に対する罰則を新設、⑤強制結婚の定義を文化的・宗教的儀式的形態を採るもの及び16歳未満の全ての児童を含むものに拡大、⑥数多くの連邦法で使用されている「児童ポルノ素材」という用語を「児童虐待素材」に統一、等の改正が加えられた。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2019A00072>